

業 務 速 報

NO. 746
2011. 3. 10
J R 東海労働組合
発行 淵上 利和
編集 加藤 光典

「医療社員の職名の新設等について」

「専任社員の雇用契約満了日前の保存休暇付与条件について」

3月9日、本部は、「医療社員の職名の新設等について」と「専任社員の雇用契約満了日前の保存休暇付与条件について」の団体交渉を開催しました。団体交渉では、2件について会社から提案を受け議論し合意しました。以下議論の内容です。

医療社員にリハビリテーション技士長 リハビリテーション副技士長を新設

会社：リハビリテーション技士長、リハビリテーション副技士長の医療社員の職名を新設する。理由は、セントラル病院を急性期病院として位置づけ、一定期間集中治療をする体制を整備する。その一環で、そのリハビリテーション室の体制を強化する。

組合：今までリハビリテーション技士長、副技師長はなかったのか。

会社：副院長が兼ねていた。職名としてはなかった。

組合：リハビリテーション技士長、副技師長は何名いるのか。

会社：今はいない。こういう職名の人を置く可能性があるので、新設をした。

組合：4月1日から実施となっているが。

会社：4月1日以降ということになる。

組合：リハビリ科はあるのか。

会社：リハビリテーション室はある。

専任社員の雇用契約満了日前に10日の保存休暇付与

会社：専任社員の満了日に感謝状を贈呈することに伴い、専任社員の感謝状贈呈日を日勤として感謝状を贈呈する。現在協約では保存休暇の付与について、雇用契約期間満了日まで連続して10日以内となっているが、これを契約期間満了日前日までとする。

組合：10日間保存休暇を取得して、最後に日勤で感謝状をもらうのか。

会社：そういうこととなる。そこを休みたい場合については、保存休暇が年休にラベルが変わる。

組合：満了日には、保存休暇は取れないということか。

会社：その通りである。

以 上